

令和4年3月28日（月）
午後2時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第3号 市対処方針における留守家庭児童会保育料の特例について

議決事項

議案第7号 職員の分限処分について

議案第8号 寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

議案第9号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第10号 令和4年度学校園に対する指示事項について

議案第11号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第12号 令和4・5年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について

署名人

高須教育長

中川委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月22日～3月28日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
2	24	木	3月市議会定例会（第1日）	委員会付託（現年度議案）	市議会議場
	25	金	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
			文教生活常任委員会	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（現年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	28	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
3	1	火	3月市議会定例会（第2日）	市政運営方針（演説）、委員会付託（新年度議案）、委員長報告（現年度議案）	市議会議場
	2	水	3月市議会定例会（第3日）	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（文教生活分科会）	質疑	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	質疑、討論、採決	市議会議場
	7	月	3月市議会定例会（第4日）	代表質問	市議会議場
	8	火	3月市議会定例会（第5日）	代表質問	市議会議場
	11	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
			3月市議会定例会（第6日）	付議事件即決	市議会議場
	14	月	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	15	火	文教生活常任委員会	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査（新年度議案）	議会棟4階 第1委員会室
	16	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	18	金	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
			3月市議会定例会（第7日）	付議事件即決	市議会議場
			市指定文化財特別公開（～20日）	市指定文化財公開	法安寺
	21	月	市民ウォーキング	ウォーキング	寝屋川公園
	22	火	幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市内各幼稚園
	23	水	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	24	木	3月市議会定例会（第8日）	委員長報告（新年度議案）、追加事件即決	市議会議場
	25	金	令和3年度第6回社会教育委員会議	令和3年度社会教育部事業報告及び令和4年度事業計画について、令和3年度及び令和4年度社会教育団体への補助事業について、令和4年度社会教育施策に関する提案書の回答について、その他	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	27	日	市民体育大会 バドミントンの部	大会	市民体育館
	28	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

4月教育委員会行事計画書

(3月29日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	3	日	市民体育大会 テニスの部	大会	寝屋川公園
	4	月	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
	5	火	小学校入学式		市立各小学校
	6	水	中学校入学式		市立各中学校
			市町村教育委員会教育長会議	会議	ホテルアウィーナ大阪
	7	木	幼稚園入園式		市立各幼稚園
	8	金	第72回市民体育大会総合開会式	式典	地域交流センター（アルカスホール）
	10	日	市民体育大会 空手道の部	大会	市民体育館
	12	火	校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
	14	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	15	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、総会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
	17	日	市民体育大会 バスケットボールの部	大会	市民体育館
	18	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	21	木	教育委員懇話会		
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	24	日	市民体育大会 バスケットボールの部	大会	市民体育館
			市民体育大会 サッカーの部	大会	各市立中学校グラウンド
	27	水	近畿都市教育長協議会	役員会、定期総会	ホテル日航奈良
	28	木	教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	29	金	市民体育大会 バレーボール9人制の部	大会	市民体育館

報告第3号

市対処方針における留守家庭児童会保育料の特例について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年3月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

市対処方針における留守家庭児童会保育料の特例について

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策（市立学校園等・保育所感染）に関する対処方針」に基づく、小学校の学級休業、学年休業、学校休校及び留守家庭児童会のクラス休会、完全休会による留守家庭児童会保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例として、次のとおり定める。

1. 特例の内容

- (1) 令和4年1月14日以降、市の対処方針に基づく学級休業等により、留守家庭児童会を利用できなかった場合、日割り計算により当該日数分を減額する。
- (2) 日割りの保育料は、月額保育料を年間の月平均開所日数（20日）で除した額とする。
- (3) 減額の際、学級休業等の期間における土・日曜日、祝日、年末年始は除く。
- (4) 学級休業等の期間が月をまたぐ場合は、それぞれの月における休業日数を減額する。

【参考】保育料の額

区分	月額	日額
通常	7,000 円	350 円
減額	5,000 円	250 円
二子減額	3,500 円	175 円

議案第 7 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 6 号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 28 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和4年10月26日まで休職を命ずる

令和4年4月27日

寝屋川市教育委員会

議案第 8 号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則について

寝屋川市就学援助規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立中学校に生徒を就学させている保護者を就学援助の対象とするため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市就学援助規則の一部を改正する規則

寝屋川市就学援助規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号並びに第6条第3項及び第5項中「大阪府立富田林中学校」を「大阪府立の中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

寝屋川市就学援助規則

No. 1

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、次の各号に掲げる者（第1号に掲げる者のうち国立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者並びに第3号から第5号までに掲げる者にあつては寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）をいう。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>大阪府立の中学校に就学している者</u> (4) (略) (5) (略) 2 (略) 3 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) 2 (略) 3 被保護者のうち教育扶助を受けている保護者（児童生徒を<u>大阪府立の中学校に就学させている保護者に限る。</u>）については、第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。 4 (略)	(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、次の各号に掲げる者（第1号に掲げる者のうち国立の小学校の就学予定者及び私立の小学校の就学予定者並びに第3号から第5号までに掲げる者にあつては寝屋川市の区域内に住所を有する者に限る。）をいう。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>大阪府立富田林中学校に就学している者</u> (4) (略) (5) (略) 2 (略) 3 (略) (援助の種類等) 第6条 (略) 2 (略) 3 被保護者のうち教育扶助を受けている保護者（児童生徒を<u>大阪府立富田林中学校に就学させている保護者に限る。</u>）については、第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの就学援助は、行わない。 4 (略)

改 正 案	現 行
5 要保護者のうち教育扶助を受けていない保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、寝屋川市の区域内に住所を有する<u>大阪府立の中学校</u>に児童生徒を就学させている保護者については、第1項第5号及び第8号の就学援助は、行わない。 附 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。	5 要保護者のうち教育扶助を受けていない保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた保護者のうち、寝屋川市の区域内に住所を有する<u>大阪府立富田林中学校</u>に児童生徒を就学させている保護者については、第1項第5号及び第8号の就学援助は、行わない。

議案第 9 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 28 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育財産管理規則に規定する教育財産の管理に関する事務のうち、教育財産の目的外使用の許可について、教育委員会事務局事務決裁手続における専決区分を明確に定めるため。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

寝屋川市教育委員会事務決裁規程（昭和 49 年寝屋川市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 教育財産の目的外使用を許可すること。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程

No. 1

改 正 案	現 行
(教育監及び部長の専決事項) 第2条 教育監及び部長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるものとする。 (1) 重要な告示、公告及び公表をすること。 (2) 重要な申請、照会、報告、通知等をすること。 (3) 重要な請願及び陳情を処理すること。 (4) 次長、室長及び課長以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。 (5) 次長、室長及び課長以下の職員の出張を命ずること。 (6) <u>教育財産の目的外使用を許可すること。</u> (7) 寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）に規定する開示請求に対する決定（重要な公文書に係るものを除く。）に関すること。 (8) 寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求に対する決定（重要な個人情報に係るものを除く。）に関すること。 2 (略) 附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。	(教育監及び部長の専決事項) 第2条 教育監及び部長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるものとする。 (1) 重要な告示、公告及び公表をすること。 (2) 重要な申請、照会、報告、通知等をすること。 (3) 重要な請願及び陳情を処理すること。 (4) 次長、室長及び課長以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。 (5) 次長、室長及び課長以下の職員の出張を命ずること。 (6) 寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号）に規定する開示請求に対する決定（重要な公文書に係るものを除く。）に関すること。 (7) 寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用等中止請求に対する決定（重要な個人情報に係るものを除く。）に関すること。 2 (略)

議案第10号

令和4年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和4年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第11号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員が令和4年3月31日で任期満了のため。

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

1 委嘱委員数

寝屋川市スポーツ推進委員会 23名

2 委嘱委員名

委員構成 (スポーツ基本法第32条)		氏名	経歴等
第1項	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	葛城 裕也	教員免許（保健体育）（陸上・スキー）
		武田 和恵	C級スポーツ指導員（バレーボール）
		井尻 剛	寝屋川市スポーツインストラクター・府コーディネーター（剣道）
		金谷 満	寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー・バスケ）
		豊川 茂	寝屋川市スポーツインストラクター・理学療法士（テニス）
		大束 貢生	大学教員・寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー）
		菅原 智彦	上級身体障害者スポーツ指導員（障害者スポーツ）
		廣瀬 訓子	寝屋川市スポーツインストラクター（バドミントン）
		重久 千晶	教員免許・健康運動指導士（バスケットボール）
		荒井 義高	寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育）
		上村 由美子	教員免許（小学校）（陸上競技）
		田渕 典一	ジュニアスポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）
		橋爪 明子	寝屋川市スポーツインストラクター・スポーツ少年団指導員（バレーボール）
		濱 かづ葉	寝屋川市スポーツインストラクター（体操・ウォーキング）
		高橋 真人	寝屋川市スポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）
		大久保 こづえ	教員免許（小学校）・スタートコーチ（ラグビー）
		奥田 綾子	健康管理士・整体師・骨盤呼吸体操指導士・寝屋川市スポーツインストラクター
		東谷 こころ	寝屋川市スポーツインストラクター
		黒松 与子	寝屋川市スポーツインストラクター
		井上 和也	コンディショニングトレーナー・健康運動指導士（陸上競技）
		外山 栄子	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員
		箭木 剛之	寝屋川市スポーツインストラクター・ジュニアスポーツ指導員
		藤井 龍英	寝屋川市スポーツインストラクター

3 任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第12号

令和4・5年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について

寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を市長へ内申するため教育委員会の議決を求める。

令和4年3月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、新指導員を市長に内申するため。

令和4・5年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和4年4月1日予定

	中学校校区	小学校区	氏 名	就任年度	在任
1	一 中	中央	内藤 順子	R 4. 4～	新任
1	十 中	三井	吉澤 妙子	R 4. 4～	新任